

7. 自転車駐車場の整備

自転車駐車場は、自転車等を道路に放置されることによる歩行者の安全な通行や商店街の営業活動への障害を防止するために、駅周辺などに設けられる自転車収容施設で、一般に「駐輪場」とも呼ばれています。自転車駐車場には、道路法に基づく道路の附属物であるもの(同法第2条第2項第8号)と都市計画法に根拠をおく都市施設であるもの(同法第11条第1項第1号)、その他の施設があります。豊島区では、自転車等の放置を防止するため、区立自転車駐車場の整備や条例による自転車駐車場の附置義務、放置禁止区域の指定などを行っています。

また、平成28年4月には「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」を改定しました。今後は自転車の収容台数が不足している地域は、引き続き自転車駐車場の整備を進めていく予定です。

(1) 区立自転車等駐車場

区立の自転車駐車場は、「豊島区立自転車等駐車場条例」(昭和63年4月1日施行)に基づいて設置及び管理を行っています。令和3年3月31日現在で37箇所設置され、収容台数は原動機付自転車を含め11,528台となっています。また、巣鴨駅北、池袋駅西、駒込駅北、池袋駅東の4箇所の自転車駐車場は都市計画決定されており、都市施設として位置づけられています。

現在、供用されている区立自転車等駐車場は、次ページのとおりです。

図表 2-2-45 区立自転車等駐車場一覧

令和3年3月31日現在

名称	位置	面積(m ²)	駐車台数(台)		供用開始	都市計画決定	事業認可
駒込駅北	駒込 2-2-2	997.10	668	(11)	H9.8.1.	H7.8.15. 豊島区 告示第 115 号	H7.9.13. 東京都 告示第 1717 号
巣鴨駅南	巣鴨 1-13-8	476.48	240	(6)	H17.7.1.		
巣鴨駅北	巣鴨 2-7-11	1,787.68	918	(5)	H13.4.1.	H10.1.21. 豊島区 告示第 6 号	H12.3.10. 東京都 告示第 245 号
巣鴨駅第三	巣鴨 2-9-23	300.00	140	(12)	H26.1.6.		
池袋駅東	東池袋 1-50-23	859.61	450		H12.4.1.	H10.1.21. 豊島区 告示第 6 号	H10.7.23. 東京都 告示第 784 号
池袋駅西	西池袋 3-20-1	1,767.05	730		S63.4.24.	S62.3.31. 豊島区 告示第 35 号	S62.7.2. 東京都 告示第 746 号
池袋駅西第二	西池袋 1-8-1	177.53	140		H29.1.24		
池袋駅北	池袋 1-4-20	574.61	274	(27)	S63.4.1.		
池袋駅北第二	池袋 1-4-20 先	79.68	80		H20.12.5.		
目白駅東	目白 1-4-1	1,238.80	800		H14.4.1.		
目白駅西	目白 3-4-3	240.80	140		H5.1.18.		
目白駅北	目白 3-16	464.43	280	(20)	H14.4.1.		
西巣鴨駅	西巣鴨 3-26-1	388.06	200		H12.7.1.		
新庚申塚路上	西巣鴨 3-15 先、4-6 先	44.96	38		H27.4.1		
要町駅南	要町 1-4-11	330.83	300		H3.1.15.		
要町駅北	要町 1-10-8	213.48	200	(10)	H3.8.1.		
千川駅南	要町 3-9-16	196.10	220		H3.7.1.		
千川駅北第一	要町 3-44-8	586.96	550	(20)	H4.7.29.		
千川駅北第二	要町 3-55	448.19	290	(10)	H13.7.1.		
千川駅西	要町 3-22-11	229.94	200		H5.2.1.		
南長崎	南長崎 4-13-5	858.89	* 270	(10)	H25.2.10.		
ウイロード	南池袋 1-28-2	223.98	156		H19.4.2.		
千登世橋	雑司が谷 3-1-7	121.53	50		H20.7.1.		
巣鴨駅北口白山通り	巣鴨 2-9 先他	280.07	211		H19.7.1.		
要町駅路上	要町 1-1 先他	399.47	388		H20.3.1.		
千川駅路上	要町 3-10 先他	468.29	427		H20.3.1.		
空蟬橋原動機付	北大塚 2-3 先	96.90	0	(50)	H.21.5.1.		
大塚駅北口第二	北大塚 2-4~6 先	186.78	288		H.21.5.1.		
大塚駅北口第三	北大塚 2-4 先、8 先	84.34	90		H.21.5.1.		
大塚駅北口第四	南大塚 3-33-4	168.45	140		H.21.5.1.		
大塚駅北口路上	北大塚 2-14	59.88	66		H.21.11.1.		
椎名橋	長崎 1-9-30	1,015.66	670		H23.3.23.		
池袋六ツ又陸橋	東池袋 3-8 先	77.68	45		H22.12.1.		
池袋駅東第二	東池袋 1-50 先	309.20	200		H25.2.27.		
新大塚駅路上	南大塚 3-1 先	170.10	146		H25.3.4.		
池袋駅南	南池袋 2-21-6	2,302.76	632		H26.1.6.		
大塚駅南	南大塚 3-33-3	2,087.66	700		H29.6.1.		
計	37 か所	20,313.93	11,347	(181)			

注：駐車台数の()内の数値は、原動機付自転車で外数 *：南長崎は、別途公園用駐輪場として 180 台(原付 10 台)

(2) 登録制自転車置場及びコイン式自転車置場(共に有料)と無料自転車置場

区内の駅周辺には、区立自転車等駐車場の外、次の自転車置場を供用しています。

図表 2-2-46 自転車置場一覧

令和3年3月31日現在

名称	位置	面積(m ²)	駐車台数(台)	供用開始
北池袋	上池袋 4-29	126.20	122	S56.7.1.
※東池袋	南池袋 2-49 先から 4-18 先	476.49	497 (10)	H18.4.1.
※神田川第1	高田 3-9 先	34.54	60	H16.1.5.
※池袋東大橋下	東池袋 1-49 先	66.62	0	H20.4.1.
◎下板橋	池袋本町 3-25	415.12	240	H18.1.23.
計	5か所	1,118.97	919 (10)	

注1：名称の前に※印があるもの登録制自転車置場(有料)

注2：名称の前に◎印があるものはコイン式自転車置場(有料)

注3：駐車台数の()内の数値は、原動機付自転車以外

注4：池袋東大橋下は池袋大橋耐震工事のため閉鎖中

(3) 放置禁止区域と自転車等保管所

「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」(昭和63年4月1日施行)では、第9条で自転車等の放置禁止区域を指定できることになっており、現在、図表 2-2-48 のように区内では17の鉄道駅の周辺に放置禁止区域が指定されています。

また、条例の第11条では、放置禁止区域内に放置された自転車等を撤去することができ、次に掲げる自転車等保管所で保管します。

図表 2-2-47 自転車等保管所一覧

令和3年3月31日現在

名称	位置	面積(m ²)	駐車台数(台)	開設年月日
池袋駅西駐輪場内	西池袋 3-20-1	717.06	450	H3.5.10
池袋三丁目	池袋 3-58	1271.24	850	H9.8.4
東池袋五丁目	東池袋 5-44	708.96	500	H12.5.1
西巣鴨	西巣鴨 4-14	496.53	360	H15.6.18
計	4か所	3,193.79	2,160	

(4) 自転車駐車場の附置義務

「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」(昭和63年4月1日施行)の第3章の規定に基づいて、区内の全域で図表 2-2-49 のような施設を新築、増築、改築、用途変更する場合に、自転車駐車場の設置を義務づけています。

図表 2-2-49 自転車駐車場附置義務基準

令和3年3月31日現在

施設の種類	施設の用途 (単独用途の場合)	台数の算定基準
①	遊技場、学習施設、病院、ボーリング場 ゴルフ練習場、バッティングセンター レンタルビデオ店	150 m ² 以上 対象面積 15 m ² ごとに1台 (対象面積が 5,000 m ² を超える部分は 30 m ² ごとに1台)
②	スーパーマーケット コンビニエンスストア ドラッグストア	200 m ² 以上 対象面積 20 m ² ごとに1台 (対象面積が 5,000 m ² を超える部分は 40 m ² 、10,000 m ² を超える部分は 80 m ² ごとに1台)
③	銀行その他の金融機関 郵便局	250 m ² 以上 対象面積 25 m ² ごとに1台 (対象面積が 5,000 m ² を超える部分は 50 m ² ごとに1台)
④	②を除く小売店舗、飲食店 カラオケ店、スポーツ施設	400 m ² 以上 対象面積 40 m ² ごとに1台 (対象面積が 5,000 m ² を超える部分は 80 m ² 、10,000 m ² を超える部分は 160 m ² ごとに1台)
⑤	事務所、バックヤード	2,000 m ² 以上 対象面積 200 m ² ごとに1台 (対象面積が 10,000 m ² を超える部分は 400 m ² ごとに1台)

8. 橋梁の整備

平成25年度の道路法改正に伴い、5年に1度の近接目視による点検が義務化されました。

豊島区では、区管理の14橋について、長期的な維持管理に係る経費の縮減と平準化を図るため、予防保全の考え方を踏まえた「豊島区橋梁の長寿命化修繕計画(平成28年度改定)」を策定し、令和3年度に改定を予定しております。この計画に基づき、国の補助金を活用し、計画的な補修・補強又は架替えを進め、道路ネットワークの信頼性と利用者の安全を確保していきます。

(1) 橋梁の現状

図表 2-2-50 橋梁の整備状況

	橋名	位置	架設年度	耐荷重	整備状況
道路橋	宮下橋	巣鴨3-25	平成3年	20t	落橋防止装置整備済み
	江戸橋	巣鴨3-1	平成13年	25t	平成13年度架替工事
	空蟬橋	北大塚2-3	昭和41年	20t	平成27年度耐震補強・補修工事
	栄橋	北大塚3-6	平成7年	14t	落橋防止装置整備済み
	西巣鴨橋	北大塚3-8	昭和34年	20t	平成30年度～令和7年度架替工事
	宮仲橋	上池袋1-7	平成7年	14t	平成28年度耐震補強工事
	源水橋	高田3-22	平成11年	25t	平成10年度架替工事
	高塚橋	高田3-9	平成13年	25t	平成12年度架替工事
	池袋大橋	池袋1-4	昭和40年	20t	平成14年度移管、平成29年度～耐震補強・補修工事中
	南池袋一丁目歩道橋	南池袋1	昭和38年	-	平成27・30年度補修工事
立体横断施設	池袋本町四丁目歩道橋	池袋本町4-29	昭和57年	-	平成28年度補修工事
	池袋南交差西側歩道橋	西池袋2	平成3年	-	平成27年度補修工事
	池袋人道橋パークブリッジ	上池袋2-5	平成10年	-	平成10年度架設
	花のはし	目白3-17	平成16年	-	平成16年度架設

(2) 橋梁の長寿命化修繕計画

図表 2-2-51 対象橋梁ごとの概ねの次回点検及び修繕計画内容・時期又は架替え時期

	橋梁名称	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年
1	宮下橋			点検					点検		
2	江戸橋			点検					点検		
3	空蟬橋			点検					点検		
4	栄橋			点検					点検		
5	西巢鴨橋		架替	架替	架替	架替	架替	架替	架替	架替	
6	宮仲橋			点検					点検		
7	池袋本町四丁目 歩道橋			点検					点検		
8	源水橋			点検					点検		
9	高塚橋			点検					点検		
10	池袋南交差西側 歩道橋			点検					点検		
11	南池袋一丁目 歩道橋			点検					点検		
12	池袋大橋	修繕	修繕	修繕 点検	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕 点検	修繕	修繕
13	池袋人道橋 パークブリッジ			点検					点検		
14	花のはし			点検					点検		

※上表における修繕時期については、関係各機関との調整や財政状況等により、変動します。

9. 踏切の解消

豊島区内には、JR 東日本線(山手線、埼京線、山手貨物線)、西武池袋線、東武東上線及び都電荒川線の合計 6 路線(22.2km)があり、これにより多くの踏切が存在しています。踏切は交通渋滞の要因になるばかりでなく、人身事故が起きることもあるため、立体交差化等によってその解消を図っていく必要があります。

区内の踏切の現状は下記のとおりです。

図表2-2-52 事業者別踏切種別

令和3年3月31日現在

事業者	道路種別	第一種	備考
JR東日本 (山手線、埼京線、山手貨物線)	都 道	0	①第一種踏切・・・踏切警手を配置するか、自動踏切遮断機を設置しているもの。 ②第二種踏切・・・一定時間に限り、踏切警手を配置しているもの。 ③第三種踏切・・・踏切警報機を配置しているもの。 ④第四種踏切・・・上記①～③以外のもの。
	特別区道	3	
東京都交通局(都電荒川線)	国・都道	3	
	特別区道	27	
東武鉄道(東上線)	特別区道	6	
西武鉄道(池袋線)	都 道	1	
	特別区道	19	
計		59	

図表 2-2-53 主な踏切道の現況

令和3年3月31日現在

道路種別	路線・ 街路名称等	所在地	踏切道名	交差鉄道名	踏切道幅員 (m)	踏切道延長 (m)
区道	豊33号	池袋本町1-31先	堀之内踏切	埼京線	3.6	20.4
				東武東上線		
	豊245号	池袋本町1-36先	第一雲雀ヶ谷踏切	埼京線	6.4	28.1
				東武東上線		
	豊25号	上池袋4-31先	第二雲雀ヶ谷踏切	埼京線	3.3	23.3
				東武東上線	4.1	9.5
豊29号	池袋本町4-47先	第四雲雀ヶ谷踏切 (東上6号)	東武東上線	7.6	12.1	
豊246号	池袋本町4-43先	木村街道踏切 (東上8号)	東武東上線	10.5	10.7	
都道	豊420号	南長崎6-38	千川通り踏切 (東長崎3号)	西武池袋線	9.2	9.4